

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

- 農業経営統計調査規則の一部を改正する省令 (農林水産五二)
- 作物統計調査規則の一部を改正する省令 (同五三)

### 〔告 示〕

- 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件 (総務一八三)
- 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度の一部を改正する件 (厚生労働二六六)
- 生産業者及び輸入業者の名称又は住所並びに肥料の名称の変更に係る届出があった件 (農林水産一〇〇)
- 高圧ガス保安法第三十九条の三及び第三十九条の五の規定に基づき認定完成検査実施者及び認定保安検査実施者を認定した件 (経済産業一〇八)

- 不動産特定共同事業法施行規則の規定により登録証明事業を行う者の名称及び事務所の名称の変更の届出があった件 (国土交通六四一)
- 航路標識に関する件 (海上保安庁四一、四二)
- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件 (東北地方整備局一〇二)
- 利根川水系に係る指定区間外の一級河川に関する件 (関東地方整備局二五五)
- 浄化槽の型式を認定した件 (中部地方整備局八六)
- 道路に関する件 (近畿地方整備局一〇一)
- 登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更の届出に関する件 (沖縄総合事務局二二)

- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 内閣 法務省
- 〔叙位・叙勲〕
- 〔皇室事項〕
- 〔公 告〕
- 諸事項
- 官庁
- 押収物還付・一部取消関係
- 裁判所
- 相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

地方公共団体  
教育職員免許状失効関係  
会社その他

### 三

## 省 令

○ 農林水産省令第五十二号  
統計法 (平成十九年法律第五十三号) 第十八条の規定に基づき、農業経営統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年五月十三日  
農林水産大臣 林 芳正

農業経営統計調査規則の一部を改正する省令  
農林水産大臣 林 芳正

農業経営統計調査規則 (平成六年農林水産省令第四十二号) の一部を次のように改正する。

第七条中「又は統計職員」の下に「若しくは統計調査員 (次条第一項に規定する統計調査員をいう。以下「統計職員等」という。)」を加え、「統計職員」を「統計職員等」に改め、同条の次に次の一条を加える。  
(統計調査員)

第七条の二 調査の事務に従事させるため、法第十四条の規定による統計調査員を置く。

2 統計調査員は、地方農政局長 (北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局総務部長) が任命し、実査機関の長の指揮監督を受けるものとする。

第八条第一項中「前条」を「第七条」に、「同条の統計職員」を「統計職員等」に改める。

第十条第一項及び第十二条第三項中「統計職員」を「統計職員等」に改める。

### 附 則

この省令は、公布の日から施行する。

○ 農林水産省令第五十三号

統計法 (平成十九年法律第五十三号) 第十八条の規定に基づき、作物統計調査規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十七年五月十三日  
農林水産大臣 林 芳正

作物統計調査規則の一部を改正する省令  
作物統計調査規則 (昭和四十六年農林省令第四十号) の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「次項第一号において同じ。」を「(以下「統計職員等」という。)」に改め、同条第二項第一号、第三項第一号及び第二号、第四項、第五項第一号及び第二号並びに第七項中「統計職員」を「統計職員等」に改める。  
第十条の次に次の一条を加える。